

翻訳

イエーリング書簡集 (ウィーン時代：1868年－1872年) (1)

平田 公 夫

71. An Oskar Bülow⁽¹⁾.

Wien, 25. Oktober 1868.

わが親愛なるビューロ！

この前貴君から届いた小包がどんなに嬉しかったことか！ 僕は、この子が誕生するに当たり親に心配ばかりかけてきた経緯を見てきたからであり、その子が僕の目の前ですっかり一人前の大人になっているからです。どのような気持ちでそれを手に取ったことか、どれほどわが事のように貴君の気持ちを察することができたか、最終頁の印刷用紙とタイトルとがついに刷り上がったとき、貴君はいかに幸せだったろうか。その本〔Prozeßreden und Prozeßvoraussetzungen (1868)〕を僕が心から歓迎していることはさておき、わが代父よ、それが世界中を駆け巡りますように、そして、少し前から僕に恵まれている幸運のいくばくかをその本に分けてあげればなあ！ 残念ながら、僕はそれをすぐには読むことができません。クリスマスまで我慢してもらわなければなりません。というのも、それより前には読み通すだけの時間が見つからないからです。そのことは以下の事情からご理解いただけるでしょう。まさにその理由から、貴君の本が僕のところにあるのを見たウンガー⁽²⁾が、すぐにそれを読んで講義に使いたいと所望したとき、僕は何ら反対しなかったのです。おそらく僕の感想よりも彼の感想の方を早く貴君に伝えることができるでしょう。

僕が貴君の本を読むことができる状況にあるかどうか、今やご自身で判断してください。僕は2つの私講義⁽³⁾（インスティトゥティオーネン、8時間、現在まで184名の受講届出、パンデクテン演習、2時間、現在までに142名の受講届出）の他に、もう1つの公講義⁽⁴⁾、つまり法の一般理論をもっています。その講義案は本学期中にはじめて仕上げなければなりません。それから、さらに以下の仕事が付け加わります。

1. 『精神』の校正〔Geist des römischen Rechts, Bd. II2, 2.Aufl., Leipzig 1869〕
2. 『占有論』第2版の準備〔Über den Grund des Besitzschutzes, 2. Aufl., Jena 1869〕
(ついでに言いますと、この本はもうすぐにイタリア語に翻訳されます。——『占有論』がどれほど好評を博したかは、ご存知のはずです！)

3. 僕のインスティトゥティオーネン講義用の法文の編集があります。そのうちの第1部の刷り本が明日には発行され、その後、継続して行きます。この計画を第2回の講義中に学生たちに伝えると、学生たちは歓声をあげてそれを歓迎してくれ、手助けを申し出てくれました。刷り本は6ライン・クローネ（当地の10クローネ）で頒布され、収入の黒字分は貧しい法学生のための支援団体に寄付しました。

さらに当地で生活する上での様々な用事、今までにごく僅かしか果たせていない手紙の返事のことを考慮してくださるならば、僕が貴君の本を読み通すべく意のままに使うことのできる時間がいかに少なく、また、いかにその気分になりにくいかをご理解いただけるでしょう。ウィーンの生活には疲れさせられます！ 娯楽のことを言っているのではありません。というも、それらを楽しむには僕には余りに節度があり過ぎるからです。でも、諸々の講義と、僕が行かなければならない訪問と、そして僕が受ける来客とにくたびれてしまうのです。とくに僕への来客ではもうすでに多くの、多くの時間を取られました。時として、お客を追い出せたらいいのになあとと思うほどです。僕の主な楽しみは、金曜日の夕べに行われる三重奏です。金曜日の5時半から6時半まで公講義を行い、その後、週末をしっかりと三重奏によって祝うのです。そのために僕は——僕の精力的な努力のお蔭で！——立派に役割を果たす2人の学生を手に入れました。残念ながら、彼らの1人は早くも11月にはベルリンに行ってしまう。

さて、わが親愛なる友よ、僕の当地での生活の輝かしい栄光面、つまり講義について語ろう。受講生が大勢いることについては、これ以上書きません。すでに現在の状況について上述したからです。それに対して、貴君に——厳にここだけの話ですが——僕がこれまで自分の務めをいかにうまくやりおせたか、そのことについてしゃべらせてください。講演に関して、僕自身はいつもいかに自信がなかったか、また、現在もそうであることを貴君をご存知だとすれば、10月16日の金曜日に、初回のインスティトゥティオーネンの講義を行った際の僕の不安感をご理解くださるでしょう。そのときの講義は、僕の知らないところで就任講演という形になっていたからです。すなわち、学生たちの他に、教授やお役人や弁護士や文筆家等々といった人びとが列席していました。心臓をドキドキさせながら教壇が上がると、ワアーという歓呼の声で迎えられました。それが僕にふたたび幾ばくかの勇気を与えてくれ、そして、数分間しゃべる中で、いわば自己紹介をした後、本来のテーマ、つまり、「法学学の学問的性格」〔ウィーン大学就任講演 = Ist die Jurisprudenz eine Wissenschaft? (Göttingen 1998, Hrsg. von Okko Behrends)〕について語る段になると全力を取り戻し、大きな声で持ち時間一杯、自由闊達に話しました。僕は思うのですが、これまでの人生の中でこれが一番良かった。僕が徹底的に準備をし、講演内容を実質的に書き下ろしていたことは、今更言うまでもありません。でもそれにもかかわらず、口頭講演ではまったく予想外のいろいろなことが起こりましたが、前もって草稿を読み聞かせていたグララーザー⁵⁾が言うには、そのときよりももっといい結果になったのです。そのようにうまくこなせて、幸いなるかなだ。もし僕が着任後すぐに初回を切り抜けていなかったら、僕の立場はどんなにか難しいものになっていただろうに！ 今やそれをやり遂げて、

僕自身勇気満々です。同じようにとても多くの受講学生が押し寄せて満杯になった演習の開講は、それに比べると子どものお遊びでした。舌も滑らかに動き、彼らを前に講義した最初の法律事件において、すぐに受講学生をととても興奮させることに成功したので、ただちに緊張がほどけて議論が始まりました。演習は、僕の得たあらゆる情報から判断すると、ここでは完全に保障されています。僕は学生たちに課題を文書で仕上げるようにと勧めました、僕はそれらを添削することはできないけれども。しかし、次の講義のときに、彼らは話題に上らなかった論点について、僕に質問することはできるだろうから。もう1つ別の指示を出そうと思っている。すなわち、グループ編成です。各グループに1人の報告者を定め、その者はグループの作業すべてに目を通し、それについて僕に報告する役目も持ちます。この件は順調に進んでいます。

演習の開講が子どものお遊びだった一方、それに比べて、とりわけ年輩の法律家を講義対象にしている僕の公講義は、またしても僕をかなり不安な気持ちにさせます。もちろん、年輩の、すなわち法律実務家の参加は、僕が思っていたほど多くはありませんでした。その中の1人が僕に伝えるところによれば、その講義がとりわけ実務家のために予定されていたものだと、仲間うちではまったく知られていなかったのです。実務法律家たちの参加が今後増えることはあり得ます。

学生の気質はかなりいい——使える素材だ！ 受講生たちに諸々の定義や不毛な実証主義の話をするのではなく、学問的に調理した料理を提供してやると、彼らの大部分はとても好意的な反応を見せます。これによって僕は幾分感動を覚えると同時に大いに鼓舞されます。僕の主力はいまや講義に注がれており、その点に最高の満足感を見出しています。もちろん、その際、僕が感じているその興奮は自分を少なからず緊張させます。だから、いつも講壇から降りて行く際には汗を流しながらですし、2時間の講義の後、元通りに回復するためにはかなりの時間を要します。相応の睡眠なしには通例午後1時は事が運びませんし、また、ピアノ演奏をする暇はそれによってほとんど見つかりません。しかし、徐々にピアノ演奏のためにもまた、1時間ばかりの時間を見つければいいと思っています。

このように僕の当地での生活ははたして、主たる務めに関して言えば、初めからなかなか調子いいです。ほとんどの同僚ともすぐに仲良くなりました。当然ながらアルンツ⁽⁶⁾との仲はあまり望んでもいません。当地の考え方によれば、彼は僕に対してとても無作法な振る舞いをしました。14日以上経ってもまだ僕に答礼訪問をしなかったからです。一方、他の同僚たちは僕が訪問してから2—4日後にはやってきました。ちなみに、彼が僕に対してどのような態度をとろうと、僕はほとんど気になりません。彼は人を引きつける魅力にとっても乏しい人物なので、彼に近づくよりもむしろ彼から遠く離れている方がはるかに益あるものと思っているからです。フィリップス⁽⁷⁾についてはすでに伝えました。彼は繊細で礼儀正しく魅力ある人です。ですから彼の場合はしばしば訪問するつもりです。ウンガーとジーゲル⁽⁸⁾はもう年輩者で、両人は僕にとってとても大切な人たちです。2人の同僚、つまりヴァールベルク⁽⁹⁾とノイマン⁽¹⁰⁾（この両人はウンガーやグラザーと同じくユダヤ系の出身であり、学部の最も有能な人物たちの中に数えられています）のところで、

僕はすでに2人の新しい同僚のシェッフレ⁽¹¹⁾とハビーティネク（Habietinek）と一緒に食事をしました。そして、僕が何度でもそのような会食を望んでいると貴君に言うならば、よく食べよく飲みもしたこと、また雰囲気とおしゃべりも申し分なかったこともまたお察しいただけるでしょう。料理の点では小ビューロ家でした。ワインに関しては、ここではドイツほどの理解は必ずしも普及していません。けれども、ヴァールベルクのところのラウエンターラーとノイマンのところの本物のシャンパンは、実に素晴らしい味でした。酒を飲むことについては、むろんここは見るもあわれな有り様です——言葉にし難い〔悲しみを〕くり返せ云々（infandum renovare usw.）とは、まことに残念です。もっと詳しいことをランゲ⁽¹²⁾から聞かせてもらいなさい。彼はその当時のことをまだあまりしゃべっていません。——僕の酒量はオーストリアの同僚たち6人分と同量です！

うちのお利口さんの息子たちは避けられない運命に甘んじています。彼らもまたほとんど行き来はないが、しかし、お互い同士では楽しんでます。総計では（summa summarum）父親がまだ一番です。

この手紙と同時にヘルマン^(※1)宛てのごく短い手紙を発送し、その中で彼にこの手紙を見るように言います——すべてを2度書くことはできないので。グートフライシュ（Gutfleisch）には、クリスマス頃には僕が手紙を書くだろうと伝えて下さい。ところで、僕はこれまでまだ大臣と話したことがありません。グラーザー一家のパーティで大臣に会うはずになっていますが、そのパーティはひよっとするとまだ先へと延期されるかもしれません。

レーゲルスベルガー^(※2)がどのように「気炎を吐いている」かを、時おり知らせて下さい。友達皆に、つまり、ホイストの小グループ、黒馬亭、ヴァッサーシュレーベン⁽¹³⁾、事務局長、法学生花冠会、悪魔君と彼のおばあさんに僕からよろしくと伝えて下さい。

貴君の R. イェーリング

[原注]

(※1) ヘルマン：イェーリングの長男。彼はギーゼンで学んでいた。

[Jhering, Hermann von (1850-1930). キールで生まれ、ビューディンゲン（フランクフルト近郊）で死去。イェーリングと二番目の妻イーダ・フレリーヒの長男。動物学者。ギーゼン、ライプツィヒ、ベルリン、ゲッティンゲンで医学を学ぶ。エアランゲン（1876年）とライプツィヒ（1878年）で教授資格を取得後、医師としてブラジルに行く。ここで動物学上の広範囲な収集を行う。1883年以來リオ・デ・ジャネイロ自然博物館の研究員として各地を旅する。1887年国立博物館建設のためにサン・パウロに行き、1893年同館の館長となる。しかし1916年年金なしのまま免職される。1920年、フロリアノポリスでの博物館計画破綻後、ドイツに帰国する。1926年ギーゼン大学は名誉博士号を授与する。彼の著作物は大部分人類学研究を含み、1875年以降とくに軟体動物の進化的、解剖学的、分類学的、系統学的研究に従事する。そのほか熱帯地方の新種鳥類の分類学・生物学や動物地理学等を詳しく扱った。]

(※2) レーゲルスベルガー：ギーゼンでのイェーリングの後継者、後に、ゲッティンゲンで同僚となる。

[Regelsberger, Ferdinand Aloys Friedrich Woldemar (1831-1911), グンツェンハウゼン（ディンケルスビュール東方）に生まれ、ゲッティンゲンにて死去。1858年エアランゲンで教授資格を取り、1862年チューリヒの員外教授（翌63年には正教授）となる。その後、1868年ギーゼン、1872年ヴェルツブルク、1881年プレスラウ、1884年ゲッティンゲンと遍歴。彼はもっぱら実証的・構

成的法律学に立っていた。主著：Der Altersvorzug der Pfandrechte (1859)；Zivilistische Erörterungen (1867)；Vorverhandlungen bei Verträgen (1868).]

〔訳注〕

- (1) Bülow, Oskar (1837-1907), プレスラウに生まれ、ハイデルベルクで死去。民事訴訟法学者。1854年ハイデルベルクでローマ法・民事訴訟法の教授資格取得、1865年ギーゼンの員外教授、1867年同大学でローマ法・民事訴訟法の正教授となり、1872年テュービンゲン、1885年ライプツィヒに移る。1892年ライプツィヒ大学を退職後、ハイデルベルクに移り住み、充実した学問生活を送る。解釈法学及び概念形成への傾向とともに、訴訟法学の発展に尽力する。彼は「訴訟要件」の概念を法学に導入した。訴訟をその全体関連の中で捉えるため、中心概念として「訴訟法関係」の概念を得ようとしたが、「権利保護請求」の概念は拒否した。自白とは意思表示よりもむしろ知っていることの表明とした。裁判官の活動が決して論理的包摂のみでないことを指摘した最初の人である。主著：Prozeßreden und Prozeßvoraussetzungen (1868)；Gesetz und Richteramt (1885)；Das Geständnisrecht (1899)。
- (2) Unger, Joseph (1828-1913), ウィーンに生まれ、ウィーンで死去。ユダヤ教からカトリックへ改宗する。オーストリアの民法学者。ケーニヒスベルク大学で哲学を（1850年哲学博士号取得）、次いでウィーン大学で法学を学ぶ（1852年法学博士号取得）。1848年には当初は革命からは遠く離れ距離を置いていたが、まもなく同年5月16日に学生の要望を内務大臣に伝える交渉委員会のメンバーに選出される（いわゆる「1848年組」の1人）。この学生運動への参加のため、反動期には就職難にあう。図書館員として勤めながら、トゥーン（Thun）の大学改革の中で、1853年ウィーン大でオーストリア民法の教授資格を取得するとともに、同年すぐにプラハの民法の員外教授として派遣される。1856年にはウィーンの員外教授、1857年正教授となる。1859年には、友人のグラウザー（訳注(5)参照）とともに、最上級裁判所兼上告裁判所の民事判決の編集を始める（この判例集は簡潔に“Glaser-Unger”と呼ばれる）。ウィーンではふたたび政治活動を始める。Dr. Adolf Fischhofと一緒に匿名著作物：Flugschrift zur Lösung der ungerischen Frage. Ein staatsrechtlicher Vorschlag (1861)を発行。1867年以降ドイツ・リベラル派として帝国国会議員となる。1869年にはオーストリア帝国国会の上院議員となり、1871年-79年自由主義的なアウアスペルク（Adolf Auersperg）内閣の無任所大臣兼内閣官房広報局長を務める。行政裁判所の設立（1875年）および1873年の選挙法改正には決定的な関与をした。1880年にはふたたび大学の講壇に復帰する。1881年には帝国裁判所長官となった。1895/96年には民事訴訟法の改正にも関与する。Julius Glaserとは親交を深める仲だった。主著：System des österreichischen allgemeinen Privatrechts(1856-59)；Das österreichische Erbrecht (1864)；Die Verträge zu Gunsten Dritter (1871)；Handeln auf eigene Gefahr (1891)；Handeln auf fremde Gefahr (1894)。
- (3) 私講義（Privatkolleg）：有料の講義で学生への質問や学生からの質疑に回答、討論する講義。
- (4) 公講義（Publikum）：無料の講義で、教師が一方向的にしゃべり、学生はそれを筆記する形式のもの。
- (5) Glaser, Julius (1831-1885), ボヘミアのポステルベルクに生まれ、ウィーンで死去。ユダヤ教からキリスト教へ改宗している。オーストリアの刑法学者。ウィーンで1年間哲学の勉強をした後、1848-49年チューリヒで哲学と法学を学ぶ（1849年哲学博士号）。1850-52年（この間にキリスト教に改宗する）、ウィーン大学で法学を学び、1854年法学博士号を取得。同年ウィーン大の刑法の私講師となる。1856年刑法の員外教授、1860年正教授となり、1867年には学部長を務める。1868年-70年まで文部省の局長となり、学校制度の改革を行う。1871年-1879年までAuersperg内閣の司法大臣を務め、この期間中ウィーン・ラント議会と帝国国会において名演説家として活躍する。言語問題に重大な影響を及ぼすも、彼の態度表明のためチェコ人の間では不人気であった。ターフェ（Eduard Graf von Taaffe）が首相になった1879年に内閣から退き、最上級裁判所兼上告裁判所の事務総長（Generalprokurator）となった。グラウザーはオーストリアおよびドイツの近代刑事訴訟法の創始者と見なされる。彼はとくに参審裁判所に賛成し、死刑に反対していた

- からである。彼の主たる功績は立法の領域にあった。つまり、1873年刑事訴訟法を創り、それは1975年の大規模な刑法改革に至るまで通用していた。さらに、刑法典や民事訴訟法の草案も創った。数多くの刑法論文も執筆し、ウンガー等々と一緒にAllgemeine Österreichische Gerichtszeitungの編集に携わった（1858年以降）。ウンガーとともに民事判例集の刊行も行った（Sammlung von civilrechtlichen Entscheidungen des k. k. obersten Gerichtshofes）（1859年以降“Glaser-Unger”）。なお、刑事判例集の刊行も行った。主著：Das englisch-schottische Strafverfahren（1851）；Übersetzung von Beccarias Werk “Über Verbrechen und Strafen”（1851）；Über die Notwehr（1858）；Strafprozessuale Studien（1885）。
- (6) Arndts, Karl Ludwig（1803-1878）, ヴェストファーレンのアルンスベルクに生まれ、ウィーンにて死去。民法学者。1836年ボンで員外教授となり、1855年トゥーン（Thun）の修学改革においてロマニスト学派の方法論と成果をオーストリアに伝えるため、ウィーンに招聘される。1844年－47年バイエルンの立法委員会に所属し、1848年－1849年5月まで大ドイツ党派の側でフランクフルト国民議会に参加していた。1850年のLehrbuch der Pandektenはプフタ（Puchta）のそれを手本にしており、オリジナリティはないものの、人気の教科書であった。著書は上記の他、Juristische Enzyklopädie und Methodenlehre（1843）；BluntschliとPözlとともにミュンヘン時代に雑誌Kritische Übersicht der deutschen Gesetzgebung und Rechtswissenschaftを創刊する（後にKritische Vierteljahresschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaftとなる）。
- (7) Philipps, Georg (e)（1804-1872）, ケーニヒスベルクに生まれ、ザルツブルク近郊で死去。ゲルマニスト兼カノニスト。1827年ベルリンの員外教授となるが、1834年には歴史学の正教授としてミュンヘンに移る。当地でクレメンス・ブレンターノ（Clemens Brentano）と親密になる。このサークル内で1837年Historisch-politischen Blätterが創刊される。1848年には厳格なカトリック・反プロイセンの立場でフランクフルト国民議会に参加。1851年インスブルック（1850年）から正教授としてウィーンに移る。ここではもはや政治活動はせず、教会法の講義でもっぱらカトリック法のみを教える（1845-72年）。ランツベルク（Landsberg）は彼について「カトリック原理の誇張」だと非難した。主著：Deutsche Reichs- und Rechtsgeschichte（1835）；Grundsätze des gemeinen deutschen Privatrechts（1829）。
- (8) Siegel, Heinrich（1830-1899）, ネッカー河畔のラーデンブルクに生まれ、ウィーンにて死去。ゲルマニスト。1862年トゥーンの大学改革によりウィーンの正教授と呼ばれる。Versprechen als Verpflichtungsgrund im heutigen Recht（1873年）は、ローマの契約とドイツの契約との対立から論を起す。「言葉の厳守」というこの歴史的に解明された原則は、契約ドグマの専一支配を揺るがし広範囲に影響を及ぼした。イェーリングの『年報』にも様々な歴史的研究を発表する。上記の他に、Deutsches Erbrecht（1853）；Germanistische Verwandtschaftsberechnung（1855）。
- (9) Wahlberg, Wilhelm Emil（1824-1901）, ブラハに生まれ、ウィーンにて死去。ブラハで哲学と法学を学び始め、その後ウィーンに移る。ウィーンでは法学・国家学を学び、1849年法学博士号取得。ドイツ、ベルギー、フランスへの修学旅行の後、1851年同大の刑法の私講師、1854年員外教授、1860年正教授となる。1866/67年法・国家学部の学部長、1874/75年にはウィーン大学学長となる。1872年には宮廷顧問官の称号を得る。国事裁判所判事を務め、1889年に退官する。主著：Grundlinien der strafrechtlichen Zurechnungslehre（1857）；Die Ehrenfolgen der strafgerichtlichen Verurteilungen（1864）；Das Prinzip der Individualisierung in der Strafrechtspflege（1869）；Criminalistische und nationalökonomische Gesichtspunkte mit Rücksicht auf das deutsche Reichsstrafrecht（1872）；Antrittsrede als Rektor der Wiener Universität（1874）；Ein Disziplinarprozeß vor dem Akademischen Senate der Wiener Universität（1889）。
- (10) Neumann：おそらくMax Neumann（経済史と法制史との境界領域の研究であるGeschichte des Wechsels im Hansagebiete（1863）, Geschichte des Wuchers in Deutschland（1865）の著者）の一族か。
- (11) Schäffle, Albert Eberhard Friedrich（1831-1903）, ネルティンゲン（シュトゥットガルト近郊）

に生まれ、シュトゥットガルトで死去。経済学者かつ社会学者。1860-68年テュービンゲンの教授を務め、1868年にはウィーンに移り、1871年までここで教えた。1862-65年にはヴェルテンベルク・ラント議会に所属し、1868年には関税議会の一員になる。1871年オーストリア商務大臣となる。シェッフレは社会主義と学問的に対決した最初のドイツ人経済学者だった。自然諸科学に倣い社会を因果律的に捉える見方に到達する。ビスマルクの社会立法に決定的な影響を及ぼす。主著：Nationalökonomie oder allgemeine Wirtschaftslehre (1861)；Die Quintessenz des Sozialismus (1875)；Abriß der Soziologie (1906)。

- (12) Lange, Christian Konrad Ludwig (1825-1885), ハノーファーに生まれ、ライプツィヒで死去。言語学者。1855年ブラハの古代言語学の正教授としてGeorg Curtiusの後継者となる。1859年にはギーセンへの招聘に応じ、そこでイエーリングと良き個人的関係を結ぶ。1871年ライプツィヒに移る。卓越せる文献学者と見られていたランゲは、比較言語学を古代語にも応用した。なお彼の文法研究は高く評価されている。主著：Römische Altertümer (1856-71)。
- (13) Wasserschleben, Ludwig Wilhelm Hermann (1812-1893), リークニッツに生まれ、ギーセンにて死去。ゲルマニストかつカノニスト。1850年ハレの正教授に招聘される。1852年にはギーセンの招聘に応じ、1875年には同大学の事務局長となる。1873年ヘッセン第一院の終身議員となる。カノン法ではとくに古代史料に取り組む。主著：Beiträge zur Geschichte der vorgratianischen Kirchenrechtsquellen (1839)；Studien über Regio von Prüm (1840)；De patria decretalium Pseudisidor (1843)；Die irische Kanonensammlung (1874)。

72. An Oskar Bülow.

Wien, 15. November 1868.

わが親愛なるビューロ！

それこそが手紙というものでした！ とても誠実な友人のみがそのような手紙を書くことができるのです。義務感からではなく、思いをおちまけるために筆をとるのです。貴君に感謝。ほんとうにありがとう。

僕の今日の手紙は貴君の手紙に比べて実に対極にあるものとなるでしょう。つまり、短いものになるでしょう。貴君に告げなければならないことは、要するに以下の事柄だけだからです。友人たちの中で、幸運にも僕の理論の賛同者になってくれた人たちに『占有論』の第2版を献呈することを思いついたのです。すなわち、ベール⁽¹⁾、ウンガー、そして——ビューロに。つまり、この3人が僕の理論についてどのように理解しているかを序文で述べることによってです。そこで、そうすることによって僕が自慢しいと思われはしないか、その可能性は全然ないかどうかを、貴君から知りたいのです。すでに相談をもちかけたウンガーは、そんなことはないとの意見です。とはいえ、僕は貴君の判断をも聞きたい。この考えに何ら異論がないのであれば、質問2があります。つまり、貴君の名前を一緒に挙げることに反対でないかどうか、教えて下さい。

『占有論』に関する貴君のコメントはまったく正当なものです。そして、ひよっとするとそのコメントをまだ活用できるかもしれません。12月以前には、印刷は始まらないはずですから。ゴルトシュミット⁽²⁾に対して、これ以上は何もしないつもりです。ルッカ・ピストジャの件で、彼がピリピリしていることを顧慮してのことです^(*)。

貴君の本はウンガーから、新任の訴訟法の同僚ハピーティネクに回されました。そしてウンガーが僕に言うところによれば、彼もウンガーと同じく魅了されているとのこと。レーゲルスベルガーはもうすでに貴君の本を読みましたか？ レーゲルスベルガーを描いた画ないしスケッチはとても上手です。だから僕の目にはあの男の姿が浮かんできます。僕の後継者選びが、貴君にとってとても上首尾の結果になったことに心からお喜び申し上げます。ギーセンが法学部のための2人の招聘にとっても満足しているのも無理はありません。そして僕は、その人事の成功に一役買い、貸しができたものと喜んでます。幾人かの良き友人たちは自分が呼ばれなかったことで、もちろん僕を恨みに思うでしょう——しかし、僕は、個人の手柄を問題とするのではなく、ただ学部を利益を第1に考えて行動したんだと思うことで自分を慰めています。僕の後継者にくれぐれもよろしくお伝えください。また、僕の『年報』用に使えるものを何か1本でも持っているなら、喜んでそれを掲載するだろうとも伝えて下さい。貴君自身に対してはわざわざくり返して言うには及ばないはず。僕の『年報』には「健全な」法学者たちを集めておきたいのです！

ヘルマンについて書いてくれたことを読んで、僕はもうとても嬉しかった。ご存知の通り、僕はいかにあの子のことを気遣っていることか——自分自身が評価されるよりむしろ

彼が高く評価されて欲しいと思っています。僕の方ではその記事には何らの欠点も見当たりません！ ここではいかに僕の人気が出ているか、貴君には分からないだろうね。大商人（1格）が小売商人や小売業者（4格）を見下すように、自分は、ほんの少し前まで大きな大学の何人もの講師に見下されてきた人と本当に同じ人物なんだろうか、と僕自身しばしば信じられない気持ちで自問するのですから。僕のインスティトゥティオーネンには現在194名の受講届出、公講義には180名の届出がありますが、たぶん最初の講義ではさらに200名に達するでしょう。僕がいかに自分の受講生の心をとらえたか、あらゆるところから耳にします——そして、それこそ自分であり、ギーセンにあって時々、心の中でウィーンの教壇に立つのを夢見るとき、本当に身震いに襲われていたのと同じ人物なのです。

僕は今、法学部の7人の同僚たち（ウンガー、ジーゲル、シェッフレ、ハピーティネクそして他の3人）と一緒に、特別同盟の初会合を開いたところです。これは毎週水曜日の夕べに「塹壕亭」に集まる会ですが、講演なしです。後になって、われわれがようやく一体になってから、参加者を広げて行きます。

人つき合いの点はとても順調に行っています。先週の日曜日にはシュタイン家⁽³⁾で晩餐会があり（彼は決して貴顕を招かないでは開きません。今回は3人がそこに来ていた。彼らはシェッフレと僕とに感銘を与えなければならなかったのだが）、火曜日には学長のフォン・リッツィ（von Rizzy）のところであり、昨夕にはルイズ⁽⁴⁾と一緒にある開業医（僕は彼を主治医とするつもりだ）のところで開かれました。そのパーティはルイズと僕に対する心遣いという一言に尽きます。今日の午後5時にはカール・Fr. (Karl Fr.) と一緒にヘルマースベルガーの四重奏を聴きに行きます。ヘルマンがクリスマスに何を聞かされるかを知っておいてもらうために、何かの折りで結構ですから、同封物を渡して下さい。

追伸：ゲッティンゲンのテール⁽⁵⁾もまた僕の占有理論を支持してくれたことは、回りまわって僕の耳に届いています。

さあもう終わりにしよう！ わが家の皆から貴君とヘルマンとによろしくとのことです。
貴君の R. イェーリング

〔原注〕

(※) イェーリングは当時有名だったこの訴訟事件の鑑定書の中で、ゴルトシュミットの鑑定書〔Der Lucca-Pistoja-Actien-Streit (1859)〕に対し厳しい反対意見を表明していた。〔イェーリングは1867年に Der Lucca-Pistoja-EisenbahnstreitとDer Lucca-Pistoja-Actienstreitの2つの鑑定書を発表している。〕

〔訳注〕

(1) Bähr, Otto (1817-1895), フルダに生まれ、カッセルにて死去。法律家。1848年民事訴訟法草案起草委員会に招聘され、1849年にはカッセルの上級裁判所判事、1863年にはフルダの控訴裁判所判事となる。1867-1880年帝国議会及びプロイセン下院に議員として所属（国民自由党）。1879-81年帝国裁判所判事を務める。ペールは条文至上主義法学や実用主義法学の欠陥とも闘った。実証主義に立ち、ドイツ法学の新しい歴史的傾向が同時に民法典の準備に実り多きものになるよう尽力する。1854年のAnerkennung als Verpflichtungsgrundは卓越した普通法文献であり、Der Rechtsstaat (1864年)では独立した行政裁判権を要求した。『年報』の共同編集者（1873-87年）

- であり、イェーリングとは親交をもっていた。著書は上記の他に、Gegenentwurf zum BGB (1892)。
- (2) Goldschmidt, Levin (1829-1897), ダンツィヒ（東プロイセン）に生まれ、カッセル－ヴィルヘルムヘーエにて死去。商法学者。1866年以降ハイデルベルクの正教授。1875年彼のために設けられたベルリンの最初の商法講座に赴く。1870－75年には新設の連邦（後の帝国）上級商事裁判所判事となり、1872年にはサン・ジャン問題の仲裁裁判所判事にもなる。1875－77年帝国議会議員として国民自由党に所属。彼は商法をローマ法源のくびきから解放し、むしろ中世の商取引から、とくにイタリア商人の商慣習から成立してきたと見た。旧来の歴史法学派に対して、彼は歴史的方法を現行法認識のための手段としてのみ利用した。民法典の具体化には大きな影響を及ぼす。主著：Der Lucca-Pistoja-Aktien-Streit (1859)；Handbuch des Handelsrechts (1864-68)；Universalsgeschichte des Handelsrechts (1891)；1858年にはZeitschrift für Handelsrechtを創刊する。
- (3) Stein：Stein, Lorenz von (1815-1890) のことか。エッケルンフェルデ（ホルシュタイン公国）近郊のボルヴィ村に生まれ、ウィーン近郊のヴァイトリンガウで死去。国法学者・国民経済学者。キールとイェナで哲学と法学を学ぶ。1840年キールで学位を取得し、1845年同大の員外教授となる。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題ではデンマークの主権に反対したため、1851年キール大学を罷免される。その後ジャーナリズム活動に従事し、1855年ウィーン大学の国家学の正教授に任命され、1885年に定年退官する。また、オーストリアの世襲貴族身分に列せられる。主著：Die Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, 3 Bde., 1850；System der Staatswissenschaft, 2 Bde., 1852/56；Die Verwaltungslehre (7 Tle., 1865-68)。
- (4) 1869年に結婚する3番目の妻となるLouise Wilders (1840-?) のこと。
- (5) Thöl, Johann Heinrich (1807-1884), リューベックに生まれ、ゲッティンゲンにて死去。体系的商法学の創始者。1837年ゲッティンゲンで員外教授として採用されるも、同年のゲッティンゲン7教授事件（Göttinger Sieben）を支持したため、1841年まで無給に置かれた。1842－49年までロストック大学で教え、1849年ゲッティンゲンに教授として復帰する。テールは1847年には1861年の一般ドイツ商法典審議委員会委員となり、同年メクレンブルクの手形法草案の起草作業に従事し、その草案はすぐに公表される。1848年にはフランクフルト議会の一員だった。学問の点ではティボー（Thibaut）とミッテルマイヤー（Mittermayer）が彼に後まで影響を与えた。ハイゼ（Heise）とクロップ（Cropp）に代表される、ローマ法とドイツ法とを相互に結合する流派にならうことで彼独自の学問活動が始まった。その時にはすでに商法を専攻していた。主著：Handelsrecht (3 Bde., 1841/47)；Volksrecht. Juristenrecht. Genossenschaften. Stände. Gemeines Recht (1846)。

73. An Bernhard Windscheid⁽¹⁾.

Wien, 17. November 1868.

わが親愛なるヴィントシャイト！

君自身の経験から君には周知のことだろう。引越後後いかに多くのしなければならぬことがあることか。友達や親戚の皆にようやく報告することができるようになるのがいかに遅くなることか。そして、ウィーンに来てはほぼ3ヵ月になる今でさえ、僕はこの報告義務を果たすのが難しい有り様です。もちろん、同じことについてくり返しあらためて書くことに気が進まないこともまた、僕の筆不精に一役買っていることを否定するつもりはありません。そういうわけで僕は2人の子どもに、その1人は最年長の息子〔ヘルマン〕でギーセンで勉強していて、2番目の子は娘〔ヘレーネ〕⁽²⁾でエルザスの全寮制の学校に入っています。その2人に詳しい報告をしなければなりません。それから兄弟姉妹に、その次に初婚と再婚の義理の両親たちに、そうして、父方親族、母方親族、姻族に書き終えたとき、僕もまた実に——幸いにも！——決していないわけではない良き友人たちに報告しなければなりません。ただ僕がコピー機さえもっていたらなあ、そうすれば同じ手紙を50通も刷ることができるのになあ！ ものわりのいい君ならば、僕に対する要求を最小限にまで引き下げ、僕の報告をせいぜいのところ要約的にまとめることで許してくれるだろうね。

その総計を要約すると次のようになります。つまり、僕はこの地が実に気に入っています。この招聘を受諾したことを今まで一瞬たりとも後悔したことはありません。その逆に、今なおギーセンに居るとすれば、そう思っただけで寒気がして来てぞっとします。僕がここで関係を結ぶに至ったほぼすべての人たちが好意的で親切に歓迎してくれたことについて、また、僕がここですでに経験したいろいろな刺激ある社交の場について話すつもりはありませんが、その社交の場は、10—12名のいつも同じ顔ぶれの同僚たち、お定まりのホイスト遊び、変わりばえしない料理というギーセン社交界の疲れさせるだけの単調さとは対極にあってきわめて快いものです。それについての話ではなくて、この際念頭に置いているのは、以前から付き合いのある3人の友人、つまり、ジエゲルとウンガーとグラザーとの僕の関係についてです。彼らはここでは僕にとってとても大切な存在です——ウンガーは学問の点ではまったく測りしれないほどです。残りの2人のご夫人方ともまた（ウンガーは独身です）僕はとても親しい関係にあります。ご多分にもれず、ある記事によると、なにしろ僕が入るグループには、女性メンバーがギーセンにおいてよりもはるかに多いのですから。ギーセンでは、僕の関心を少しでも引いたグループは2つしかなかった。

僕の当地の生活の輝かしい面は、君にはほとんど言う必要もないが、僕の講義活動が大いなる高まりを迎えているということです。インスティトゥティオーネンには今日までに195名の届出、パンデクテン演習には180名の届出が出ています。そして僕が耳にし気づいたところによれば、僕の講義はどれも喝采を受けています。そのような聴き手に話しかけ

ることがどれほどの満足感を与えてくれるか、君に言うことができないほどです。僕は日々喜びを新たにして講義に出かけており、自分の能力を、ついにこの方面においても完全に活用できていることに本当に喜びを感じています。

ところで、僕が今や〔講義の〕楽しみのために生きているとは思わないでくれ。僕は人生の真摯な目的を見失ってはいないし、ここでもう本当にきちんとしてきた。〔夜中の〕1時まで勉強していた夜も少なからずあります。この研究の成果はしばらくすると『精神』の第3巻の新版の形で〔Geist, Bd. II 2, 2. Aufl., (1869)〕、また、占有に関する論文の形で〔Über den Grund des Besitzschutzes, 2. Aufl. (1869)〕君の下に届くでしょう。前者は今年中のうちにも、後者は来年の初めには〔届くでしょう〕。講義をいくらか片づけたらすぐに、『精神』の第5巻〔未完かつ未刊のBd. III 2を念頭に置いたものか〕に取りかかり、来年中には出版したいと思っています。これに関連してふと思いついたのですが、僕はまだ君が『パンデクテン』の第2版を贈ってくれたことのお礼を述べていなかったし、また、その本が無事に完成したことのお祝いもまだ述べていなかったですね——これをもってそれに代えます。

しかし、まあ驚いたことに、僕はごく短い手紙しか書くつもりはなかったのに、それを破りかねない虞が出てきた——だから終わりにします！ 変わらぬ親愛の情をもって君のご家族全員のことには思いをはせることをお約束する以上の何をもって末尾の言葉とすることができようか？ 奥方と子どもさん方に心からよろしくとお伝えください、そして、クリスマス休暇のときに君に少しでも暇があるなら、何か手紙を書いて下さい。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Windscheid, Bernhard (1817-1892) : 1817年6月26日にデュッセルドルフに生まれる。1834年同地でアビトゥーアに合格し、ベルリンで法学を学ぶ。サヴィニーの講義を聴き、さらにボンでも学ぶ。1837年第2次司法試験に合格し、1838年ボンで法学博士の学位を取得(12月22日)。テーマは「De valida mulierum intercessione」(女性(妻)による債務引受の効力について)であった。1840年ボンで教授資格を獲得し、1847年には同大学で員外教授に任命される。同年ローマ法の正教授としてパーゼルに招聘され、1852年からはグライフスヴァルトの教授となる。同地で1856年以降イェーリングと終世変わらぬ親交を結ぶ。1857年ミュンヘンに呼ばれ、1871年にはファンゲロー(Vangerow)の後任としてハイデルベルクに行く。1874年からライプツィヒに移り、パンデクテン法学の代表者としてBGB編纂委員会の委員となり、草案作成に大きな影響力を発揮する。そのため、1880年-1883年の間ライプツィヒでの講義活動を中止する。1892年10月26日ライプツィヒにて死去。ゲッティンゲンでイェーリングの葬儀に出席した6週間後のことであった。主著：Lehrbuch des Pandektenrechts (3 Bde., Bd.1/1862, Bd.2/1865/66, Bd.3/1870) は多くの版を重ねる(彼の手になる第7版は1891年。その後Th. Kippの手による改訂の第9版は1906年)。他に、Die Lehre des römischen Rechts von der Voraussetzung (1850) ; Recht und Rechtswissenschaft (1854) ; Die actio des römischen Zivilrechts vom Standpunkte des heutigen Rechts (1856) ; Wille und Willenserklärung (1880)。

- (2) Helene (1852-1920), イェーリングの2度目の結婚イダとの間の長女。後に商法学者のVictor Ehrenberg (1851-1929) と結婚する。『イェーリング・友人宛書簡集』の編者。V. エーレンベル

クは、1851年ブラウンシュヴァイク近傍のヴォルフエンビュッテルでユダヤ系教師の家系に生まれる。1876年シュトラスブルクで学位を取得、1877年ゲッティンゲンで教授資格を取得。この地でヘレーネと知り合う。1882年ロストックの正教授となり、その後ゲッティンゲンの招聘に応じ、1888年来同大で教え、1904/05年には学長職に就くとともに、保険法の第一人者となる（「保険法の父」と呼ばれる）。1911年ライプツィヒへの招聘に応じる決心をし、定年退職後1922年にはふたたびゲッティンゲンに帰ってくる。当地で新たに非常勤講師として大学で教え、1929年に亡くなる。1909年以来枢密法律顧問官となる。

74. An Bernhard Windscheid.

Wien, 1. März 1869.

わが親愛なるヴィントシャイト！

ギーセンから手紙を出す方がウィーンからよりもはるかに簡単であつたにせよ、僕との文通を続けるために、君がどれほどの犠牲を払わねばならなかったか、僕にはいまやとそれが分かった。ギーセンでは！ 何ともはや！ もう退屈だからというだけで筆を手に取りつていた。というのは、仕事をする気が全然なかったときや、冬のあいだに1回パーティを開いていた5家族ないし7家族がその食事会を無事に終えたときに、本のページをめくりたくなかったならば、すなわち、毎夕5時ごろに、若干の同僚たちがそうしていたように、クラブに駆け込みたくもなかったならば、ピアノを弾くか手紙を書くかする以外には何もすることがなかったからです。しかし、ここウィーンと云ったら！ 1人のカトリック教徒であつたとして、その人も主の祈り（pater noster）〔「われらが父」というこの2語で始まる祈祷〕をささげる時間さえほとんど見つかりません、そしてほとんどの人はその祈りもまたまったくやりません！ それからコンサート（日曜日の午前の12時半から2時半と午後の5時から7時、同じく日曜日ごとに）、それからパーティ、それから来客——もう腹立たしい講義がなかったらなあ！ 僕は実際のところ、短時間でも勉強する時間をひねりだすのに苦勞しています。しかし、そのためには一冬かかるかも知れない！ 僕はこれまでの人生ですでにたいいていの冬は読書して過ごしてきたので、1回くらいは一冬を楽しむに当ててもいいだろう。そして、一たびそう決心したならば、ここ以上に冬を心地よく過ごせるところはドイツのどこにもありません。少なくとも小生にはそうです。ここでは僕はとても好意的に、とても親切に受け入れられました。そこで、新らたな、いつも新らたな知人関係を結ぶことをどう避けようかと苦勞しています。それというのも、なにしろ自分で片づけられる以上のことをすでにやってきたのだから。しかし、僕は、ここ当地の活発な人づきあいが自分にとって大きな魅力をもっていることを否定するつもりはありません。社交の場ではいつも新しい顔ぶれに出会い、そして、その中には顔見知りになることが嬉しい人が少なからずいるからです。たとえば、ここ数日のあいだではディングエルシュテット（Dingelstädt）のような人に出会えました。僕はしだいに教養社会の頂点に立つ人びと全員と（そこには閉鎖的な貴族グループが数え入れられてしかるべきだと言っているわけではありません）ここでは知り合いになっています。僕の記憶力が重大な試練を課されているのです！ 女性と友達になりたいという僕の欲求は、ここでも同じくとてもよく満たされました。ウィーン女性の軽やかなやり方で僕はとても早く彼女たちと仲良くなり、もうすでにおよそ6人の女友達がいて、彼女たちは、僕にとって居心地の悪いはずはないのですから、少なくとも14日ごとには会わなければならない人たちです。——失礼ながら（salva venia）——面白みのないギーセンとはどんなに見事なコントラストを見せていることか。ギーセンでは関心を抱かざるを得ないような女性はめつたにい

なかったのだから。総括すれば (summa summarum), ウィーンではこうあって欲しいなあと自分なりに期待していたことを、ウィーンは僕のために成し遂げてくれました。ギーセンでの生活は、妻が死んでからというもの、僕にとってはいつさいの魅力を失っていましたが、ここではその日々の生活が僕にとって新たな魅力あるものとなりました。僕は生を楽しんでおり、もはやギーセンに住んでいないことをわが創造主に日々感謝しています。さて、講義のことです！僕は自分が、これまで金魚鉢の中に入れていたのに、今や野の川の中に移されたカワマスのように思われます。そこでは心ゆくまで泳ぎまわり、飛びはねることができるからです。講壇では僕は精悍な4頭の馬を繰る御者のようです——火花が飛び散るように講義に向けて突進しますが、まさにはやり過ぎの感があります。僕が数年来なおざりにしてきたことすべてをここで取り戻さなければならないかのように。インスティトゥティオーネンでは205名の、パンデクテン演習では193名の受講届までになっています。そして夏には、僕他には誰も予告しなかったパンデクテンの第1部で350名を数えることができるかも知れません。ギーセンであったなら、次の夏にはインスティトゥティオーネンで6-8名の新入生しかいなかったろうに！

君の手紙からは、君が相続法に取りかかっていることが窺えて嬉しく思います。うまくはかどるよう、幸運を祈る！ウンガーには君からの好意的なコメントを伝えておきました。彼と僕とはとても親密な間柄にありますが、お互いをしばしば訪ねるだけの時間は2人にはほとんどありません。それに比べて、僕たちはたびたび社交の場で出会います。彼は時には1日に2-3回もそこに出かけて行くのですから！そのうえで彼はこの冬、第三者のためにする契約に関する比較的長い論文〔Die Verträge zugunsten Dritter, 1869, in: Jherings Jahrbücher für die Dogmatik 10 (1871)〕を僕の『年報』のために書き上げる時間を見つけていたのです。僕はこの『年報』の編集者にウンガーを採用しました。リュエベックのヴンダーリヒ⁽¹⁾のほめかしがあって、僕はこの人にも参加を申し出ないわけにはいかなかった。そして彼を孤立させないために、ペールをもすぐに連れてきました。その結果、『年報』のタイトルは今後次のようになります。つまり、

…編集者イェーリングおよびウンガー

編集協力者ペールおよびヴンダーリヒ。

それが大いに役立つかどうかは、時が教えてくれるに違いない。

ついでに、批判的な要約の代わりに、わが大学の私講師ホフマン (Hoffmann) によるニッセン⁽²⁾のうまく行かなかった論文について僕が書かせた論評を同封して君に送ります。このホフマンを、僕は商法とローマ債務法の仕事仲間として君に推薦します。

僕の『占有論』は印刷に回されていますが、ゆっくりと、限りなくゆっくりとです。僕はかなり多くの補足をしました。すべてその正しさを確認する類のものです。これまで僕は、自分をいぶかしがらせるような論拠は1つも見出さなかった。僕はこの第2版を友人たちの中の3人に献呈します。この3人は僕の理論に無条件で (pure) 賛成を表明してくれた人たちです、つまり、ウンガー、ペール、ビューロです。僕の理論が免れ得ない反対意見と並んで、実にそれによって意見を変えた人もまたいたことを読者に分かってもら

ために、この献呈は僕にとって歓迎すべきことです。最初はまだ疑念をもっていたスティンツィング⁽³⁾もまた、そうこうするうちに僕の理論に賛成してくれました。ペルンのシュミット (Schmidt) は、第2版が出版されるまでまだ待っていれば良かったのに。彼はその第2版でお幾つもの傾聴すべきものがあることを知るのだから。

最新の文献については、秋以降でき得る限り大いに注意を向けてきました。まさに自分自身がまったく論文を書いて来なかったがゆえに。しかし、そこには興味を引かれるものがいかに少なかったことか！ 何かを学んだのは2人のゲッティンゲンの人からのみです。すなわち、ブレーマー (Bremer) とシュレジンガー (Schlesinger) です——僕を大いに退屈させたのはアルノルト⁽⁴⁾です。

さあもう終わりにします！ オースターにはウィーンで会えますか？ 君が来てくれるなら、それは素敵でしょうね。ここはとにかく君にも気にいるはずですよ。

君のすべてが順調に行くといいのだがね！ ご家族の皆さんによりしくお伝えください。

変わらぬ友情を込めて

君の R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Wunderlich, Agathon, 1850年以降リューベックの上級控訴裁判所判事を務め、1874年には『年報』の共同編集者となるはずだった。
- (2) Nissen, Heinrich (1839-1912), ハードマースレーベン (マグデブルク近郊) に生まれ、ボンにて死去。古代史家。モムゼンが古代イタリアを最も知る男と称したニッセンは、ボン大学で古代史の正教授を務めた。1890年以降プロイセン上院議員も務めた。主著：Das Geschichtswerk des Titus Livius (1872)；Pompeianische Studien zur Städtekunde des Altertums (1877)；Italienische Landeskunde (1883)；Zur Geschichte des römischen Köln (1895)。
- (3) Stintzing, Johann August Roderich von (1825-1883), ハンブルクのアルトナに生まれ、オーベルストドルフにて死去。歴史法学派の信奉者。シュレスヴィヒーホルシュタイン戦争後1848年弁護士・公証人として働いていたが、シュレスヴィヒーホルシュタインのデンマークへの併合後1851年故郷を去りハイデルベルクに行く。そこで私講師の職を得るが、1854年バーゼルの法学教授となる。エアランゲン (1857年)、ボン (1869年) と大学を移る (ボンへの前年1868年にはギーゼンのイェーリングのポストを受諾していた)。ファンゲロウとシュタールからとくに影響を受ける。スティンツィングは継受史と文献史の研究に従事した最初の人であった。古代と註釈学派との、イタリア法律学とドイツの継受発展との中間項を見つけ出す作業は、彼の歴史的信念と人生観とに完全に合致していた。国際的な研究分野はすべてここから出たものである。主著は Geschichte der Rechtswissenschaft in Deutschland, Bd.1 (1880), Bd.2(遺稿からErnst Landsbergが編集する)。
- (4) Arnold, Wilhelm Christoph Friedrich (1826-1883), ボルケンに生まれ、ラーン河畔のマルブルクにて死去。法史家・経済史家・文化史家。初期歴史学派の代表者。正教授として1855-63年ドイツ法史をバーゼルで教え、1863年から死去するまでマルブルクで自然法、国法、国民経済学を講義していた。1881-88年には帝国議會議員となる。アルノルトは集落史研究の基礎となる地名学の創始者である。彼の著作は法史方法論を促進したのみならず、すでに現代の法社会学的法発見論の考え方も含んでいた。主著：Verfassungsgeschichte der deutschen Freistädte (1854)；Recht und Wirtschaft (1863)；Kultur- und Rechtsleben (1865)。

75. An Bernhard Windscheid.

Wien, 17. März 1869.

わが親愛なるフォン・ヴィントシャイト！

昨日、君がライプツィヒへの招聘状を受け取り、それを断ったことを新聞で読みました。そこで、その件に関して僕の喜びの気持ちを君に伝えないわけにはいきません。君はミュンヘンでの地位を根本的に改善するチャンスを利用したのだと、すなわち、少なくとも4000フロリーンの給料を勝ち取った、と僕は見えています。というのも、そうでなければ、ライプツィヒの招聘を拒否したことで君をととても恨みに思うことになるだろうから。君に対する勲章授与がどのように理由づけられたのか、そのやり方には僕は笑い転げました。何とまあ！ 大騒ぎのことか、あたかも1人の少佐が死んだかのように！ パンデクテン学者なる者に1度でも勲章を授与するとすれば、それは本来的にあまり作法にかなったことではないという気持ちが、連中には抱かれていたに違いないことは明らかです。それゆえ君の業績の完全な記録簿を作成することが必要だと見なされたのです。君の業績リストのことだけを考えるならば、君にはコマンドール勲章が与えられてしかるべきだったでしょう！ 化学者や歴史家に対しての授与ならばまったく一言も要しなかったであろうが、そのような贈り物に際して、長たらしい理由づけが付け加えられるなんて、僕はパンデクテン学者として侮辱された思いです。スティンツィングにはほんの数年で勲章を与える一方、君には12年もの長い間まったく顕彰することなく済ませてきたことは、十分に由々しきことです。このような気持ちがそこにはあったように思われます。つまり、ひょっとすると、このような気持ちに端を発して、あの公的な表彰に至ったのかもしれない。それに加えて、この勲章によってもう1つの素晴らしい称号まではもらえなかったのですか？ 宮廷顧問官とか枢密宮廷顧問官とか枢密法律顧問官とかは？ 僕は今後君をどんな称号で呼んだらいいのだろうか？ 僕の友人でイルメナウ〔ドイツ中部、チューリンゲン森の北東斜面にある都市〕のシュミット⁽¹⁾は、そうこうするうちに枢密法律顧問官にまでなりました。僕たち2人は称号の取り替えをやりました。つまり、彼は宮廷顧問官の地位を捨てて、枢密法律顧問官になりましたが、僕はその逆です。さあて！ そうなったら僕たち2人の気分はいいだろうな。休暇中、君にいつか暇時間ができたなら、なぜ、そして、どのような条件でライプツィヒの招聘を断ったのか、僕に教えて下さい。僕だったら、そうしたかどうかが自分には分からないからです。ライプツィヒは輝かしい未来をもっていますし、君はそこでならミュンヘンに居るよりも比べものにならないくらい高額な謝礼収入を手にするだろうと僕は確信しているからです——そのうえ14日間も続く試験期間もそこにはありません！

2、3日うちに長男がギーセンからわが家に戻って来ます。彼は来学期にはギーセンからライプツィヒに行きます。ロイカルト⁽²⁾の下での研究(動物学は彼の愛好する専門です)を続けるためです——さて僕にはもうすでに1人の成人した息子がいます！ その一方、

『精神』はいまだ相変わらず未完成のままです！

君の親愛なる奥さんにくれぐれもよろしくお伝えください——君があまり働き過ぎないように君を監視するべく、彼女に伝えて下さい！ところで君の『パンデクテン』の新版はまたもや出ましたか？心からお祝い申し上げます！それはサルコウスキイ(Salkowski)に対する最良の反論です。またしても結構な『法学提要抄録』を、この輩は世に生み出したものだ！そして、このわんぱく小僧は、当時、失礼にも君に対して大口をたたいた。どの動物にも実にシラミがたかります。象にもまたそうです。僕のシラミはムーター⁽³⁾という名前でしたが——彼はそのシラミ・レベルの間人だった。そして僕の方はまだ生きています。しかも、かなり順調に！

敬 具

君の R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Schmidt von Ilmenau, Karl Adolf (1816-1903), アルシュテット〔エアフルトの北方〕に生まれ、バーデナーバーデンにて死去。ロマニスト。1843年イエナの教授となり、その後、1849年グライフスヴァルト、1850年フライブルク、1869年ボン、そして同年の秋から1901年までライプツィヒと遍歴する。彼のPrinzipieller Unterschied zwischen dem römischen und germanischen Recht (1853)は、Friedrich von Hahn, Die materielle Übereinstimmung der römischen und germanischen Rechtsprinzipien (1856)という反論書を生み出した。主著：Das Interdiktenverfahren der Römer (1853)；Das formelle Recht der Norderben (1862)；Das Hauskind in Mancipio (1879)。
- (2) Leuckart, Rudolph (1822-1898), ヘルムシュテット（ブラウンシュヴァイクの東方）に生まれ、ライプツィヒにて死去。動物学者。1850-1869年ギーゼンの正教授として、それから1898年までライプツィヒで教える。海綿動物とクラゲの構造ならびに種々の内臓寄生虫の成長を研究した。Arthur Loossとともに彼は近代の寄生生物学の基礎を築いた。Heinrich Nitscheと一緒にZoologische Wandtafelnを編集する（1877-98年）。主著：Die menschlichen Parasiten (1863-76)。
- (3) Muther, Theodor (1826-1878), コーブルク大公国のロッテンバッハに生まれ、イエナにて死去。1847年以降イエナとエアランゲンで法学を学び、1852年コーブルクで裁判所付弁護士となり、その後教授資格請求論文準備のためベルリンに行く。1853年ハレで教授資格を取得し、1856年ケーニヒスバルクの員外教授になる。1863年正教授としてロストックに招聘され、1872年以降イエナで教授兼上級控訴裁判所判事を務めた。ムーターはシュタール（Franz Josef Stahl）の影響下にあった。彼は1856-63年その超保守的宗教的立場から宗教的政治的生活に活発に参与する。さらに一連の解釈学的論争の書も書く。たとえば、アクチオの実体法的側面を請求権として捉えたヴァイントシャイトに対して、アクチオの訴訟法的側面を強調し、請求権概念を巡って論争した。そのヴァイントシャイトに対して「現代のエセ哲学」との非難の言葉さえ発していた。ヴァイントシャイトは、Die actio. Abwehr gegen Dr. Theodor Mutherにおいて反論する。

76. An Oskar von Schwarze⁽¹⁾.

Wien, 5. Juli 1869.

わが親愛なる友よ！

双肩にアトラスのような重荷を背負っている人に、はっきり言ってしまうと、ザクセン王国の刑事司法に心配りをするとともになお北ドイツ同盟を気づかわなければならぬ人には、その人が、くつろいだ車座の中で、1人の友人にした約束をまたもや忘れることはたしかに起こり得ることです。とりわけ、その約束の対象が犯罪学ではなく、民法学の性質をもつものならば、あり得ることです。すなわち、シュヴァルツェとかいう名の人がイエーリングとかいう名のの人にザクセン王国の民法典を届けるという約束をしたことを忘れることは起こり得ます。後者の人は認知契約に関して近いうちに行う講演のために、その民法典を見てみたいと思っているのですが、敬愛する貴方がその約束を思い出して下さるよう謹んでお願い申し上げます。

ライプツィヒで僕のことが取りざたされていることを、該地発の情報として聞き知った、と昨日ウンガーが僕に伝えてきました。そして同じことを今日僕の息子が手紙で書いてきています。僕に照会状をいっさい送らないよう、ファルケンシュタイン⁽²⁾に要請すべく君にお願いしたら、君はきっとびっくりするだろうね。もう1度比較的大きなドイツの大学に戻りたいという希望を僕がいささかも諦めていないことを君は知っているし、同じく、今とても素晴らしく栄えているライプツィヒならば、僕に対して何か非常に気持ちをそそるようなものを持っているだろうということもご存知だからです。しかし、ヴァイントシャイトと同様に、僕もまた、ヴェヒター⁽³⁾のような個人的に僕と親しい人のそばに競争相手として立たされたくはありません。だから、今の時点で僕宛てに照会状が来たなら、僕はそれを断るでしょう。僕がこの照会が来るのをともかくも待っているのではなく、前もってそれが来ないように手配するのだから、なぜこういう事態になったのか、その理由は君には言うまでもないことです。あたかも僕が、残念ながらそんなことはめったに起こらないのだが、そのような照会を当地で活用するために、それを喜んで待っているかのような見せかけをちょっとでも見せたくないからです。だが、僕はファルケンシュタインからは尊重されたいと強く思っているのですが、そのような人の目には、少なくともこのような見せかけを見せてみたいものです。場合によっては、実際には起こらないだろうが、この件が新聞に載るといような迷惑を彼にはかけてみたい気はあります。

万一いつの日かヴェヒターの教授ポストが空席になる場合、この場合でさえも僕は、ヴァイントシャイトが来ること、それも喜んで来るだろうこと、および、誰かさんよりももっと安価な条件でも彼を手に入れることができるだろうと思ひ起こさせること、それが自分自身の義務であると依然として思っています。その誰かさんにはもう、シュヴァルツェ夫人にくれぐれもよろしくお伝えくださいと申し上げること以外に他には何も付け加えることは残っておりません。

誰かさんの名前：Rud. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Schwarze, Ludwig Friedrich Oskar von (1816-1886), レーバウ（ドレスデンの東方）に生まれるが、没地は不明。刑法学者・政治家。シュヴァルツェは1856年から1885年に年金生活に入るまでザクセン王国検察庁の長官を務めていた。政府の委嘱を受け、ザクセンの立法事業に関与、とくにクルーク（Krug）とともに1855年の刑法典や1856年の刑事訴訟法典の制定に関与する。ドイツの帝国議会議員として、すべての議会委員会のメンバーとなり、諸々の法案の審議に関わる。後に、（自由保守主義的な）ドイツ帝国党の党首に選出される。また影響力の大きい雑誌の編集者でもあった（たとえば、Gerichtssaal, Zeitschrift für volkstümliches Rechtや, Allgemeine deutsche Strafrechtszeitung）。シュヴァルツェはドイツ法曹会議の共同創設者でもあり、ラント法からドイツの新帝国法への過渡期にあって最重要の法律家に数えられる。彼は「参審裁判所の父」と称されるが、それはライシャー（Reyscher）とベーゼラー（Beseler）の歴史的理論的示唆に従い、はじめて実践的に参審裁判権を、つまり、すべての刑事事件に適用するべく要求したからである。1868年のザクセン刑事訴訟法の改正では、この要求は少なくとも中程度の刑事事件に適用されることになった。著書は、刑法及び刑事訴訟法の註釈書の他、Das deutsche Schwurgericht und dessen Reform (1865)；Das Schöffengericht (1873) 等がある。
- (2) Falkenstein, Johann Paul Freiherr von (1801-1882), ベガウ（ライプツヒ近郊）に生まれ、おそらくドレスデンにて死去した。1824年ライプツヒヒの上級宮廷裁判所判事に任命される。ラント政府の宮廷顧問官・法律顧問官として1827年ドレスデンに赴任する。1834/35年彼は早くも内務省内の枢密政府顧問官として、ならびに、1835年にはライプツヒヒの郡庁長官として学校制度・大学制度に影響を及ぼした。1848年大臣職を辞するが、それは自分自身が「悪意と党派熱」に取りつかれていると見なしたからである。1853-71年にはゲルバーの前任者としてザクセンの文化大臣を務め、1871年にはザクセン王家の公使となった。
- (3) Wächter, Karl Georg von (1797-1880), ネッカー河畔のマールバッハに生まれ、ライプツヒヒにて死去。1819年テュービンゲンの員外教授、1822年には正教授となり、1825-28年には同大学の学長を務める。1833年にはライプツヒヒに招聘され、1836年には事務局長となった。彼の政治的活動は、1839-45年の下院議員議長として始まり、1845年その職に在任のままシュトゥットガルトに移り住む。1848年には予備議会（Vorparlament）に参加する。三月政府は少数派から成り、彼は多数派に属していたので、テュービンゲンに戻り、下院議長を辞任する。1851年にはリュック上級控訴裁判所長官に任命され、1852年にはライプツヒヒへの招聘を承諾し、死ぬまで勤めていた。彼はドイツ法曹会議の指導的参加者の1人だった。1867年には北ドイツ連邦立憲議会のライプツヒヒ代議員になった。ヴァントシャイトはこの刑法学者を「すべての偉大な法律家の中で最も法律学的な人物」と呼んでいる。主著：Lehrbuch des römisch-deutschen Strafrechts (1825-26)；Gemeines Recht Deutschlands (1844)；Der Entwurf eines Bürgerlichen Gesetzbuches für Sachsen (1853)。

77. An Gustav Baur⁽¹⁾.

Wien, 26. Februar 1870.

わが親愛なるバウア！

昨日、僕には君のライブツィヒへの招聘の報告が2方面から届きました。1つは、ロイカルト家で君の奥さんに出会ったうちのヘルマンの手紙によって、もう1つはツアルンク中央紙(Zarnckes Zentralblatt)によつてです。ずっと前から今日まで、これと同じくらいに嬉しい招聘を僕は経験したことがなかった、と君に言わずにはおられませんし、また、どうしてもすぐに僕が心から喜んでいることをも君に伝えずにはおられません。君もご存知の通り、僕がその当時君の友達皆とともに、君になら講壇で生まれ講壇で死んでいく価値があると思っていたし(もっとも、この2つのうち前者には後者以上の困難さが伴うと言っていていだろうがね)、その君が講壇から去らなければならなかったことをいかに残念がっていたことか。あのとき以来、君の専門学科の教授ポストに空席が生じたならば、どれであれ、その講壇に(あるいは、僕がオーストリア人になって言わなければならないとすれば、Lehrkanzel〔講座〕に——とても特徴的です！ というのは、通常のKanzel〔説教壇〕はここではLehrkanzelではないからです)君を連れ戻すことはもう2度とないのかどうか、僕はじつと見守ってきました。そして、残念な気持ちを抱いたまま、自分の願いが叶えられることなく、1年また1年と過ぎていくのをただ見ていた。そして、もうすんでのところその望みを諦めてしまうところだった。それゆえにいつそ、昨日上記の知らせを受けたときの喜びは大きかったです。その知らせによって、必ずしもいつもというわけではないにしても、悪しき教授たちが教壇や裁判官席から遠ざけられ、また、良き教授たちがそこから講壇へ呼び戻されるよう、そう配慮する学問の神様の意思というものが存在するという僕の信念がいつそ強くされた思いです。君がいずれ上記のその席に座ったら、そして、ライブツィヒならばたぶんそんなところだろうが、君のギーセンでの聴講者数の5倍、10倍になるのを見たら、君はどれほど幸せな気分になることだろう。数年経てば、ギーセンに在職していなかった期間、君から失われていた聴講者総数を補充追加されて受け取ることになるでしょう。そのとき、損失口座は補償され、その後に行くのは、純利益です！ それゆえ、わが古き友よ、今後のご多幸を心からお祈り致します！ その時が来るまで思う存分、サン・ジュリアン、シャトー・ラフィット、シャトー・デイケムでのどを潤して下さい。君がいずれはつらつとした声で、春のヒバリのように、君の歌をライブツィヒで響きわたらせることができるために。——自分で自分を責めたてねばならないほど、それほど長い間君には手紙を書かなかつたなあという、後ろめたい気持ち僕にはあります。しかし、僕がやかましいカトリック教徒の間で暮らし、母なる教会が与えてくれる罪の赦しという恵みを当地で日々目にしてきてからというもの、僕に赦しを授けてくれる司祭はいませんので、僕は自ら自由に自分に赦しを与えることができます。そこで、君に関しても僕は自分で自分に赦しを与えてやったのです。僕はとくに再婚

の件〔1869年ルイーゼと3度目の結婚をする〕を君に報告すべきだったのだが、しかし、風評ならとても早くこのことを君に知らせるだろうと当てにしたことは確かです。そして、僕はこの時もうとつても大量の手紙を書かなければならなかったので、本当に自分を楽にしてやらなければならず、助勢のために風評を引っぱり出したのです。その他の点でも、僕は自分の運命に満足しています——より良き運命、すなわち、ドイツに戻ってこいという招聘が僕に約束されるまでの間ですが。ここウィーンに骨をうずめたいとは思っていないが、数年はともかく文句を言わずにここで過ごすつもりです。1人の講師にとって300名以上の受講者があれば、もうそれで暮して行けます！ 今学期のインスティトゥティオーネンでの受講者数は、アルンツ〔原文は Arndt だが Arndts の誤記・誤植か〕が僕と同じ時間にインスティトゥティオーネンの講義をしているにもかかわらず、なおいくばくかの人数分だけその数を上回っています。そして、前学期には、僕が単独で行っていた物権法では388名に達しました。残念ながら、当地の人たちはオーストリア通貨で受講料を支払います——僕が言っているのは紙幣のことではなくて、いまましいことにそもそも少ないのだ——それでも1年では数千フロリンまで積み上がります——原価以下で販売した商人が言ったように、「数でこなすに限る」です。

ここまでにするよ、君！ ご家族の皆様によろしくお伝えください。

変わらぬ友情を込めて

君の R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Baur, Gustav (1816-1889), 1841年ギーセンで神学の教授資格を取得し、1847年同大の員外教授、1849年正教授になる。1861年ハンブルクのヤコビ区の主任牧師となり、1870年にはライプツィヒの教授となる。

78. An Bernhard Windscheid.

Wien, 26. März 1870.

わが親愛なるヴィントシャイト!

昨日から僕は自由人です。すなわち、担当講義をおしまいにしたからです。僕はこの自由時間の最初の使い道として、まず君への手紙を書くことに当てなければなりません。実に骨の折れる学期でした! 毎日3時間ぶっ通しかつほほ満杯の講義室で、ひどい空気の中で、発声器官を最大限に震わせてしゃべり、さらに、脳もほんの少しばかり働かせれば済むというものでもなかった! 僕は実際、他のところでも3時間ぶっ通して講義をしたことはあったけれども、この前の冬の講義ほど僕を消耗させた講義はこれまで1度もなかった。そして、僕がそこから結論づけるのは、その理由が僕にあるのではなく、外的な理由に、すなわち、僕の講義室のひどく悪い空気を求めることができるということです。われわれがここではどれほど悲惨な場所で講義をしなければならぬか、君には分からないだろうね——政府なるものが学問にそのような粗末な建物へ行くよう指示したのは、その政府にとって1つの恥です——大学の部屋が革命家たちによって集会場所として利用されていたからという理由で、処罰のために大学から彼らの部屋という部屋すべてを奪ったのは、1849年のことだった。また、健康に有害な部屋であるがゆえに、ギムナジウムはイエズス会司教舎から退去させられたが、そこに入るよう大学に指示を出したのも1849年のことだった。最近では、はばかりの近くにある僕の講義室の辺りで、もうほとんど失神せんばかりのものすごい臭いがした! それなのに、当地ではそのような疫病の巣窟で講義をしなければなりません。僕は学生たちに向かってその思いをぶちまけたところ、彼らはそれを拍手喝采で歓迎してくれた。そして、その件はここの人たちに印象を与えたように見えます。というのは、そのことが新聞にさえ載ったのですから。望むらくは、ただ新しい大学校舎の建設がともかく着手さえされればなあ、3-4年前からどこに建てるか、その場所だけが決まらずに争いが続いています——オペラハウスもしくは兵舎が問題となっていたのなら、その建物はとっくの昔にできていただろうに。しかし、ここではまあ何と学問のことに気をかけてくださることか! もし僕がただあの犬小屋で健康を損ねさえしなかったなら、そのときは僕にとってそんなことはどうでもいいことになっていただろうに。しかし、この問題は僕にとっては冗談どころではないのです。それ以外の点では、ここで講義をすることはもう喜びを与えてくれます。この冬にはまたしても素晴らしい受講者数でした。たった今しがた受講生リストを取りあげて見てみると、インスティトゥティオーネンにはほぼ340名近い人数がおります。また、債務法でもそれに余り劣らない人数でしょう。奇跡的なことでも起こらない限り、僕は今後の講義では約300名の受講生を当てにすることができます。「素材」は良い、少なくとも受容力があり、感謝の気持ちも忘れていません——もちろん無教養人、ずうずうしい奴、ろくでなし等々といった例外はあります。ここではそうした連中に事欠きません。そもそもは才能のある、また、何かのために

容易に得られなければならない民衆の中から、そのようにまったく役立たずの者しか生まれてこないなんて、オーストリアの教育制度は実にひどいものであるに違いないことか——人間屠殺業がここほど上首尾に行われているところは他にはありません。それもこれも坊主どもとイエズス会のお蔭だ。

1週間前から長男がライプツィヒから僕のところに来ています。そして、ここに来るからの第2週が終わってから、僕たち2人は一緒にローマに旅立つ予定です。わが息子は僕をまったくもうととても喜ばしてくれました。そのご褒美としてイタリアへ同道させるのです。つまり、息子はライプツィヒからハレに行つて、そこで医学部前期試験〔医学部2年修了時に行われる試験〕を首席で通過したからです。この試験をやり遂げ得るために、彼はこの冬の間にじゅうずと一心不乱に勉強してきました。僕にはそれについて何1つ知らせることなく。僕の方では、彼はライプツィヒで楽しい日々を送っているものと思ひ込んでいた一方、彼は昼も夜も勉強していて、そうすることによって、2年が過ぎた時点であの試験にとても輝かしい成績で合格するのを成し遂げたのです。「言うに目的あり」(“Für wat hört wat”)という諺が低地ドイツ語にはあります。そこで、その諺に従つて、僕にその知らせを書いて寄こした彼の手紙を読むやいなや、僕は直ちに言ったのです。さあ、お前をローマに同道するぞ、と。僕の方でもその諺は自分にも当てはめることができるので、その旅行を自分に対しても本当に快く与えることができます。というのは、僕はこの冬さんざんに苦しんだからです。4月中はずっと続けて〔イタリアに〕滞在するつもりです。ここでの講義は5月3－6日より前には始まりませんし、それから後、早くも7月20－25日には講義を終了させていただきます！

君はこの前の手紙で僕の「反射効」〔Die Reflexwirkung oder die Rückwirkung rechtlicher Tatsachen auf dritte Personen〕は1871年『年報』第10巻に掲載される。同巻には Passive Wirkungen der Rechte. Ein Beitrag zur Theorie der Rechte も掲載されている〕に言及していたね。言うまでもないことだが、僕が書くすべてのものについて君がどう評価しているか、それを率直に伝えてくれることを僕はとても大切に思っています。そして、今回もまた君がそうしてくれたことを有り難く感謝しています。しかし、今回は君に反論しますが、それは、僕はそう信じているのですが、著者のうぬぼれとか虚栄心からではありません。これまでまだまったく知られていなかった概念および関係性の下では、僕の考えによれば、著者は、通常概念の下で取り扱わなければならないように、そのように問題を叙述することだけで我慢するべきではなくて、著者はその概念から生まれる考え得るすべての錯綜状況をありありと思ひ浮かべなければならないし、また、その概念をそれによつていわば検証に耐えるものにならなければなりません。著者がその概念を根掘り葉掘りこねくり回すならば、それは、読者にとっては必ずしもそれほどためになるというわけではないかもしれない。しかし、僕としては、自分に対してこの検証が行われなかったならば、その新概念を合格したものとして承認することはないでしょう。豊かなカズイスティクというものは、この目的のためには不可欠です。そして、僕がそのカズイスティクに主たる価値を置いたのには十分な理由がないわけではありません。というのは、ようやくそれによ

って諸関係をありとあらゆる方向から見るができるようになり、それと同時に本当に安定的にその概念を利用し使いこなすことができるようになるからです——上述の関係においては、この場合、ローマの法律家たちでさえもその新概念を知らなかったがゆえに、ついミスを犯してしまったわけだが、それだけにいっそう必要なことなのです。

近いうちに、僕の『法律事件』の(本質的に改訂された)第2版〔Civilrechtsfälle ohne Entscheidungen, 2. wesentlich veränderte Aufl., Jena 1870〕が出版されます。『精神』についての僕の仕事は、この冬とくには進捗がありません。ご家族の皆様によりしくお伝えください。

変わらぬ友情を込めて

君の R. イェーリング

〔訳者あとがき〕

ルドルフ・フォン・イェーリング(Rudolf von Jhering, 1818-1892)は、来年2018年に生誕200周年を迎える遠き人であるが、彼の書簡集はこれまで何回となく出版されてきた。古くJohannes Biermann (Hrsg.), Rudolf von Jhering 1852-1868. Briefe und Erinnerungen, Berlin 1907には、ゲルバー宛書簡(1851年-1858年)ならびにギーゼン時代のイェーリングについての思い出を息子フリードリヒ(Friedrich)や教え子だったクラフト(Fr. Kraft)などの語る随想が含まれている。その後まとまったものとして長女ヘレーネによって編集・出版された書簡集が最もよく知られたものとして有名である。Helene Ehrenberg (Hrsg.), Rudolf von Jhering in Briefen an seine Freunde, Leipzig 1913 (Neudruck: Aalen 1971)。その他、新しくは、F. Wieacker/Chr. Wollschläger, Rudolf von Jhering, Briefe der Göttinger Zeit. Sonderdruck aus der Georgia Augusta Oktober 1968, Göttingen 1968 が公刊されているが、これはゲッティンゲン時代のいくつかの手紙からの抜粋である。Mario G. Losano, Der Briefwechsel zwischen Jhering und Gerber, Teil 1, Ebelsbach 1984にはゲルバーとの往復書簡が網羅的に収集されており、同時に、研究書のTeil 2: Studien zu Jhering und Gerber (1984)と対になっている。またヴィントシャイトとの未発見の手紙などは、新たにKarl Kroeschell (Hrsg.), Jherings Briefe an Windscheid 1870-1891, Göttingen 1988の小冊子に収められた。さらに、Mario G. Losano, Der Briefwechsel Jherings mit Unger und Glaser, Ebelsbach 1996は、オーストリアの友人ウンガーとグラウザーとの往復書簡を収集しまとめたものである。このようにイェーリングの書簡はしばしば興味関心の対象となり、研究もなされてきた。彼の手紙は読み物としても面白いし、もちろん学術的研究の対象ともなり得る内容をもっているからである。何はさておき個人史的研究としてイェーリングの学問的発展を追跡して行く上では格好の史料となるし、さらにその上、そこに描かれる人間模様、大学人事、社会情勢などは大学史、社会史、文化史などについてのヒントを提供してくれるからであろう(F. ヴィーアッカーは、イェーリングを「時代の地震計」と評した)。交通通信手段の発達が端緒についたばかりの19世紀にあって、手紙はまだきわめて重要なコミュニケーションの手段だった。今日と違い、文書の形で残された書簡が研究対象となりうる環境が19世紀にはまだ存在していたと言える。マックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所において、19世紀法学者の書簡の収集とその分析・研究が、当研究所の1つの研究プロジェクトとして立ちあげられ、その成果が息長く刊行されてきたことにはそれなりの理由がある(叢書シリーズ・Juristische Briefwechsel des 19 Jahrhundertsの既刊本は、すでに10数巻に及ぶ)。

さて、イェーリングの書簡については、以前ビスマルク崇拜との関連において普興戦争や普仏戦争に関するイェーリングの反応をまとめて訳出したことがある(本誌『岡法』第57巻第2号、2007年、それには「イェーリングの年譜」も付しておいた)。今回、彼の書簡集を訳出するに当たって、若い時から時間を追って彼の成長の跡を眺めることも考えたが、訳者の年齢から、むしろ晩年のイェーリングがどのような考えや思いをもち、どのような生活を送っていたのか、ということの方

279 イェーリング書簡集（ウィーン時代：1868年－1872年）(1)

により強い個人的興味を感じる中で、ゲッティンゲン時代から試訳を行っていった。ところが、読み進むうち、せめてウィーン時代から通して読まないで後期イェーリングの全体が一定の関連性の中で捉えられないと思なおし、今回の運びとなった次第である。なお、発信人のみの一方通行の形になっている手紙を理解するためには、本来的にはもっと多くの訳注を付さなければならないところであるが、残念ながら、現段階では登場人物の略歴程度にとどめざるを得なかった。それでも不明な人物はもちろん残っている。なお、イェーリングの生涯と作品の簡潔な概観については、平田公夫「ルードルフ・フォン・イェーリング」、勝田有恒・山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』（ミネルヴァ書房、2008年）所収、を参照されたい。

訳出にあたっては、上記ヘレーネ編集の『書簡集』を用いた。原注は※で、訳注は算用数字で示し、各書簡の末尾にまとめた。〔 〕内はすべて訳者の補足である。原文で隔字体になっている箇所には、傍点「・」を付した。書簡冒頭の数字はヘレーネ版の通し番号である。手紙という日常語かつ19世紀という1世紀以上も昔のドイツ語文体で書かれた文章であるため、学術的論文しか読んで来なかった訳者には、正直なところ手に余る箇所も見受けられた。読者の御海容と御教示を請う。